

○「新株予約権行使請求書モデル(ストックオプション用)」
の改正について

平成 23 年 8 月 26 日
全国株懇連合会理事会決定

平成 23 年 6 月 30 日に施行された租税特別措置法施行令を受け、新たに「税制非適格新株予約権等行使請求書モデル」を定めることになったので、従前の「新株予約権行使請求書モデル(ストックオプション用)」の補足説明における税制非適格ストックオプションに兼用できる旨の記載を削除し、併せて税制適格新株予約権専用の新株予約権行使請求書であることを明示するためタイトルの変更を行いましたので、会員各社のご参考に供します。

以上

新株予約権行使請求書（税制適格ストックオプション用）

発行会社名 御中

株主名簿管理人名 御中

私は、下記のストックオプションにつき貴社との間に締結した付与契約に基づき新株予約権を行使します。なお、本請求により交付される振替株式については、下記の指定口座に新規記録又は口座振替の方法により交付してください。

新株予約権を行使する日	平成 年 月 日		
新株予約権の内容	第 回新株予約権（新株予約権の内容は裏面または別添のとおり）		
行使する新株予約権の数	個		
行使請求株式数	普通株式		株
1株当りの権利行使価額	円	合計払込金額	円

捨印

行使請求人（租税特別措置法第29条の2第2項に定める書面の提出者）

郵便番号 - (電話番号 - -)
 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 振替株式の交付先の口座
 (加入者口座コード) _____

■私は、行使する新株予約権に係る付与決議の日において租税特別措置法第29条の2第2項第1号に定める貴社の大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しないことを誓約します。

■行使をする特定新株予約権等の状況

付与決議の年月日		
付与契約において定められている株式の種類及び数		
行使日の属する年における特定新株予約権の行使状況		
行使年月日	行使株式数	権利行使価額

■行使日の属する年における他の特定新株予約権等の行使（「なし」、「あり」のいずれかに✓）

なし あり（行使状況は以下のとおり）

付与会社の名称	付与会社の本店所在地	行使年月日	権利行使価額

■行使請求人が租税特別措置法第29条の2第1項に定める権利承継相続人である場合の被相続人に関する事項

被相続人の氏名 死亡の時ににおける住所 死亡年月日

裏面のご注意をご参照のうえ、太わくの中をご記入、ご捺印ください。

【社用欄】

発行会社確認印	取扱銀行確認印	新株予約権行使請求受付日付 _____
		発行株式数 _____
		自己株式移転株式数 _____

(ご注意)

1. 発行回数ごとにそれぞれ別の請求書をご使用ください。
2. 新株予約権の行使にあたっては、権利行使に係る合計払込金額を「新株予約権付与契約に関する細則」に規定する取扱銀行の振込口座にお振込みのうえ、銀行確認印の押印を受けて（又は振込票等を添付して）ください。
3. 氏名・住所の記入欄には、証券保管振替機構が定める統一文字集合及び統一文字コードに基づいて記入してください。
4. 新株予約権の行使に伴う振替株式の交付先の口座は、特別口座を指定することはできません。
5. 新株予約権行使の効力は、払込金が払込取扱銀行に振込まれ、本請求書が会社に到着したことを確認したときに生じます。
6. 新株予約権の行使により交付される振替株式は、原則として新株予約権行使の効力が生じた日の翌営業日から起算して4営業日目に振替口座簿に記録されます。
7. 新株予約権の行使時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への記録が間に合わず、総株主通知の対象にならないことから、不利益が生じる可能性があります。そのため株主確定日間際の新株予約権の行使は避けてください。(注)
8. 新株予約権行使請求後は取消しできません。

(注) 割当契約等において、基準日直前の権利行使が制限されている場合はその旨を記載する。

以上

【補足説明】

- 1.本モデルは、租税特別措置法第29条の2に規定する新株予約権いわゆる税制適格ストックオプション（非振替新株予約権）の行使により振替株式を発行する場合の新株予約権行使請求書のモデルである。
- 2.新株予約権者は、払込場所において新株予約権行使に係る払込みを行った後、発行会社に対し新株予約権行使請求書を提出して新株予約権の行使を行う。口座管理機関による取次は原則として行われな
- 3.税制適格ストックオプションの行使を受けた場合は、租税特別措置法第29条の2の適用を受けるため法令で定める事項を記載した書面(本モデルにしたがった新株予約権行使請求書)を会社は提出日の翌年から5年間保存しなければならない(租税特別措置法第29条の2第3項、租税特別措置法施行規則第11条の3第3項)。
- 4.割当契約等において、基準日直前の権利行使が制限されている場合はその旨を裏面の注意書に記載する。

以上